

社会福祉法人あさひ福社会役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あさひ福社会(以下「この法人」という)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)業務執行理事とは、評議委員会で選任された役員のうち、理事会で決議をさりた者をいう。

(3)報酬等とは、評議委員会で決定された報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であってその名称のいかんを問わない。

(4)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等と明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員委員会で理事長、業務執行理事、理事のそれぞれの報酬総額を決定し理事会で各理事の個別の報酬について決定する。監事、評議委員の報酬については各総額を決定し、それぞれの中で決定する。

3 理事、監事については理事会、評議委員会に出席等、必要の都度定額で支払うことができる。

4 業務執行理事については、毎年6月及び12月に役員賞与を支給できる。

(1)役員賞与は、6月1日、12月1日に在籍する役員に支払う。

(2)基準日以前の6ヶ月以内の在職期間に満たない場合は、別表3で計算した支給額に6分の在職期間月数を乗じて得た金額とする。

5 業務執行理事の退職にあたっては、任期に応じ退職手当を支給することができる。

別表 1	業務執行理事報酬総額	年間 1 5 0 0 万円以内
別表 2	業務執行理事報酬月額	月額 1 1 0 万円以内とする
別表 3	業務執行理事役員賞与	6 月と 1 2 月に支給し、各報酬月額の 200/100 とする。
別表 4	報酬基準(業務執行理事を除く役員・評議員) 理事会、評議員会に出席等、必要の都度、報酬として一人一律 3,000 円(税別)但し、交通費を除く	
別表 5	業務執行理事退職手当の算出基準 他の退職手当に加入していない場合	報酬月額×(在職月数/12)×150/100